

IV ハラスメントの被害を受けた場合どうしたらよいのか

——被害者に責任はない——

ハラスメントが行われたことについて、被害者にはいかなる責任もありません。自分を責めたり我慢したりせず、事態が悪化しないうちに、解決に向けて行動してください。ハラスメントは、行為者が、自分の行為がハラスメントにあたることについて、全く気がついていない場合もあります。行為者と敵対的な関係にない場合には、行為者の行為がハラスメントにあたり、自分がこれに不快感を抱いていることを、口頭で、または文書で行為者に直接伝えることが重要です。また、何らかの理由により、行為者に直接伝えることができない場合には、所属する学部・研究科・教学機関または立命館附属校の監督者（規程2条7項）に状況を伝えることも、問題の解決にとって有効です。

このほか、身体に危険が及ぶ場合には、身近にいる同僚や友人、さらには事務室などに助けを求め、場合によっては警察に連絡するようにしてください。なお、警察に行く場合には、教職員が同行することもできますので、事務室に連絡をしてください。

立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会（以下「ハラスメント防止委員会」といいます。）のウェブサイトには、被害を受けた場合の対応方法のほか、緊急連絡先や外部相談窓口についての情報が掲載されています。また、「Stop Harassment」というリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに学部事務室等にも配置していますので、適宜参照してください。